

兵庫県公報

平成19年10月23日 火曜日 第1921号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）	1
告 示	
○姫路市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	2
○姫路市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
○換地処分に伴う西脇市の区域内における字の区域変更（同）	2
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○景観影響評価準備書の縦覧等（まちづくり課）	4
○土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	5
○土地区画整理法に基づく減価補償金の交付（同）	5
○道路の位置指定（建築指導課）	5
○同 上（同）	5
公 告	
○税務職員身分証票無効公告（税務課）	6
○私立各種学校の廃止認可（教育課）	6
○入札公告（管理課）	6
○同 上（同）	9
辞 令	
○高崎 正弘ほか	11
公安委員会告示	
○機械警備業務管理者講習の実施	11
○警備業法に基づく直接検定の実施	12
正 誤	
○平成19年9月21日付け兵庫県公報第1912号中	14

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則（規則第68号）
兵庫県立三木精愛園の新棟の整備に伴い、当該施設の入所定員を10人増員することとした。

規 則

兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 68 号

兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立知的障害者援護施設管理規則（昭和37年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表知的障害者更生施設の款兵庫県立三木精愛園の項中「50人」を「60人」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

告 示

兵庫県告示第 1067 号

姫路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成19年10月 4 日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、姫路市長から届出があった。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
姫路市飾磨区中島字宝来3067の 4、3067の 5、3067の21及び3067の22の地先の公有水面埋立地	146,620.16㎡

兵庫県告示第 1068号

姫路市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、姫路市長から届出があった。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の町及び字
所 在 地	面 積	
姫路市飾磨区中島字宝来3067の 4、3067の 5、3067の21及び3067の22の地先の公有水面埋立地	146,620.16㎡	飾磨区中島字宝来

備考 地番は、平成19年 7 月30日現在の地番である。

兵庫県告示第 1069 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、西脇市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、西脇市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
羽安町	森ノ下	143の一部 145の一部 147の 5 の一部	羽安町	下河原

トイツメ	198の4の1) 198の4の2)	の一部 198の6の一部	羽安町	森ノ下
森ノ下	169の一部 177の一部 178の24の一部		羽安町	トイツメ
水田	315の1の一部 315の2の一部 316		羽安町	中曽根

上記のほか、変更前の区域に隣接する国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字羽安町字トイツメ¹⁸²₁₈₃、184の1、184の3に隣接する大字羽安町字森ノ下の水路である公有地の全部は、大字羽安町字トイツメに編入する。

備考 地番は、平成19年6月1日現在の地番である。

兵庫県告示第 1070 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
揖保川南土地改良区	平成19年10月5日

兵庫県告示第 1071 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
淡路市	深草地区	平成19年10月23日から 同年11月12日まで	淡路市役所

兵庫県告示第 1072 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	

生穂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成19年10月5日
志筑浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上

兵庫県告示第 1073 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年10月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年10月23日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 塩田一宮線	宍粟市山崎町清野字スリ2番2から 同市山崎町清野字スリ9番3まで	旧	3.0から 5.0まで	146.0	
		新	3.0から 5.0まで 5.0から 8.0まで	146.0 149.0	

兵庫県告示第 1074 号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社 東栄商行
代表者の氏名 王 鋭 銘
住所 神戸市中央区中山手通3丁目3番6号
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 東栄商行南京町ビル
所在地 神戸市中央区栄町通1丁目2-31ほか
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局県土整備部まちづくり課
縦覧期間 平成19年10月23日から同年11月5日まで

- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成19年10月23日から同年11月5日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
- 2(1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 有限会社 創盛
代表者の氏名 高田 政雄
住所 姫路市花田町一本松435番地の5
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) ランドマーク広畑店
所在地 姫路市広畑区高浜町2丁目38番
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部建築課
縦覧期間 平成19年10月23日から同年11月5日まで
- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成19年10月23日から同年11月5日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

兵庫県告示第 1075 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、西宮市長から阪神間都市計画事業西宮北口駅南土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第 1076 号

阪神間都市計画事業西宮北口駅南土地区画整理事業の施行により、施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第109条第1項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第60条第1項の規定により、公告する。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第 1077 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年10月23日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播位置 0004号	19. 10. 11	宍粟市山崎町山崎字西新町50番11の一部、50番12の一部	6.00	55.28

兵庫県告示第 1078 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年10月23日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19丹波位置 0002号	19. 10. 4	丹波市市島町中竹田字町田1684番1の一部、同市市島町中竹田字水上1700番2の一部、1700番3の一部、1701番1の一部	6.00	24.00

公 告

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成19年9月21日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

種類	番号	交付年月日
徴税吏員証	第86082号	平成9年4月1日

私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成19年10月4日に認可した。

平成19年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	廃止年月日
絹川洋裁学院	神戸市東灘区住吉東町4丁目5番16号	絹川一子	平成19年10月4日

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年10月23日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
大型バス2台
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成20年3月28日（金）
- (4) 納入場所
県立神戸特別支援学校 神戸市北区大脇台10-1
県立こやの里特別支援学校 伊丹市瑞ヶ丘2-3-2
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 西岡
電話 (078) 341-7711 内線 4947
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成19年10月23日（火）から同年11月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成19年12月3日（月）午後1時30分 兵庫県西館1階 小入札室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年11月30日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- (5) 電子入札
本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
ア 申込書の提出は、平成19年10月23日（火）午前9時から同年11月6日（火）午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。
イ 電子入札は、平成19年11月26日（月）午前9時から同年12月3日（月）午後1時30分までに行うこと。
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成19年11月6日（火）午後4時までに前記3の(1)に提出すること。
ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類
イ 道路運送関係法令（昭和26年法律第185号）ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年11月30日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年12月中旬）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び印押があり、入札内容が分明であること。（電子入札を除く。）
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（電子入札を除く。）
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased :
Large-sized buses 2 vehicles
- (3) Delivery period: March 28, 2008
- (4) Delivery place :
Hyogo Prefectural Kobe School for Students with Special Needs
Hyogo Prefectural Koyanosato School for Students with Special Needs
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :
16:00, November 6, 2007
- (6) Deadline for tender :
13:30, December 3, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;
17:00, November 30, 2007 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice :
Mr. Nishioka, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1
Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8567

TEL (078) 341-7711 ext. 4947

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年10月23日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

中型バス 5台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成20年3月28日(金)

(4) 納入場所

県立こやの里特別支援学校 伊丹市瑞ヶ丘2-3-2

県立阪神特別支援学校 西宮市田近野町11-7

県立氷上特別支援学校 丹波市春日町棚原3098-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 西岡

電話 (078) 341-7711 内線 4947

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年10月23日(火)から同年11月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年12月3日(月) 午後2時 兵庫県西館1階 小入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入

札については、平成19年11月30日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年10月23日（火）午前9時から同年11月6日（火）午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年11月26日（月）午前9時から同年12月3日（月）午後2時までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成19年11月6日（火）午後4時までに前記3の(1)に提出すること。

ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類

イ 道路運送関係法令（昭和26年法律第185号）ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年11月30日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年12月中旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。（電子入札を除く。）

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（電子入札を除く。）

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Middle-sized buses 5 vehicles

(3) Delivery period: March 28, 2008

(4) Delivery place :

Hyogo Prefectural Koyanosato School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Hanshin School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Hikami School for Students with Special Needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00, November 6, 2007

(6) Deadline for tender :

14:00, December 3, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00, November 30, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Nishioka, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8567

TEL (078) 341-7711 ext. 4947

辞 令

平成19年10月12日付

兵庫県教育委員会委員に任命する

兵庫県人事委員会委員（非常勤）に選任する

高 崎 正 弘

上 杉 雅 彦

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第 284 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年10月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

1 講習の種別、実施期間等

(1) 講習の種別

警備業法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施日

平成19年11月27日（火）から同月30日（金）までの4日間

- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階研修センター
- (4) 修了考査の実施
講習最終日は、修了考査（40問100分）を実施する。
- 2 受講対象者
受講対象者に制限はない。
- 3 受付期間等
 - (1) 受付期間
平成19年10月29日（月）から同年11月 9 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
 - (2) 受付定員
50人
- 4 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 5 申込時の提出書類
 - (1) 機械警備業務管理者講習受講申込書 1 通
 - (2) 顔写真をちょう付した履歴書 1 通
- 6 受講手数料
38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 7 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 9 講習委託先
神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階
社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問い合わせ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（078）341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話（078）252-0166

~~~~~

#### 兵庫県公安委員会告示第 285 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年10月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 1 級及び 2 級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時

平成20年1月26日(土)午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

1級、2級ともにそれぞれ30人とする。

4 受検資格

(1) 兵庫県内に住所を有する者

(2) 兵庫県外に住所を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているもの

(3) 1級検定の受検を希望する者は、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、通算して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

イ 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第1条第2項に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けている警備員であって、当該旧合格証の交付を受けた後、通算して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 受付期間

平成19年10月30日(火)から同年12月25日(火)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県外に住所地を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属している者にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 住所地を疎明する書面1通。ただし、申請者が兵庫県外に住所地を有する警備員である場合は、営業所の所在地を疎明する書面1通

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 受付期間内であっても、受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

16,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

## 9 受検についての問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046

## 正 誤

○平成19年9月21日付け（兵庫県公報第1912号）  
兵庫県告示第964号（道路の位置指定）中

| (ページ) | (行)  | (誤)                             | (正)                               |
|-------|------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 5     | 上から6 | 第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。 | 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 |